(1)特定施設の設置等に関する届出

特定施設を設置する工場・事業場は、下水道を使用する場合、次のような届出をしてください。

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
特定施設を新しく設置しようとする場合	特定施設設置届	設置の60日前まで
使用している施設が新たに特定施設に指定	特定施設使用届	特定施設に指定された日
された場合		から30日以内
特定施設のある工場・事業場が新たに下水		下水道を使用することに
道を使用する場合		なった目から30目以内
特定施設の届出事業場が次の届出内容を変	特定施設の構造等変更届	変更の60日前まで
更しようとする場合		
○ 特定施設の構造		
○ 特定施設の使用の方法		
○ 特定施設から排出される汚水の処理の		
方法		
○ 下水の量及び水質、用水及び排水の系統		
氏名・所在地・名称等に変更があった場合	氏名変更等届	変更の日から30日以内
特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止届	廃止の日から30日以内
届出をした者の地位を承継(譲り受け、借	承継届	承継の日から30日以内
り受け、相続、合併又は分割があった場合		

(2)除害施設の設置等に関する届出

上記(1)以外の場合で、工場や事業場の事業者が、除害施設を設置する場合は次のような届出をしてください。

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
除害施設を新しく設置、または変更しよ	除害施設設置等届	工事着手の60日前
うとする場合		がのぞましい
除害施設を設置している事業場が下水道	除害施設使用(廃止)届	30日以内がのぞま
を使用(廃止)する場合		LV
氏名・所在地・名称等の変更の場合	氏名変更等届	同上
除害施設を承継(譲り受け、借り受け、	承継届	同上
相続、合併又は分割があった場合		

(注)特定施設設置届及び特定施設の構造等の変更届については、この届出が受理された日から60日後でなければ工事にかかれません。何らかの理由で工事を急がれる場合には、期間短縮の申請をしてください。

さらに、工事が完了の後は、直ちに除害施設設置工事完了届を提出してください。

(3)手続きの流れ

特定施設・除害施設設置等の届出事務手順

受 付

・特定施設設置(使用)(構造等変更)届、除害施設設置届等、各届出については、正・副 2部 提出してください。(工事開始60日前)

届出書類が整っているか、記入すべきところに記入漏れがないか確 認してください。

書類不備等の場合は、<u>返却いたしますのでご注意ください。(一時</u>預かりはいたしません。)

- ・ 届出書類が形式上整っていましたら正・副2部に受付印を押し受付けします。
- ・ 届出書が受理されてから(受理書交付後**60日後**でなければ、工事に 着手することができません。設置される方に特別の事情があって工事の 着手を急がれる場合は、**期間短縮**の申請をしてください。

内容審査

・届出内容や除害施設が適当か内容審査をします。

届出内容が適当と判断されるときは、受理書等の交付手続きをします。

届出内容が不適当と判断されるときは、<u>届出内容の変更等</u>をしていただく場合もあります。

受理書・通知書交付

・受理書を交付します。また、お預かりしていた届出書(副)を返却 します。**60日後**に工事着工となります。期間短縮願いを申請の場合、 短縮通知書も交付します。

除害施設の工事着工

・工事完了届を提出していただきます。

竣工検査

・届出とおりの内容か現場で確認します。